付属棟	二棟	津山市西新町六九
主屋	一棟	津山市西新町七〇
付属棟	二棟	津山市西新町七〇
主屋	一棟	津山市西新町七三
主屋	二棟	津山市西新町七五―二
付属棟	一棟	津山市西新町七五―二
主屋	一棟	津山市西新町七六―一
付属棟	一棟	津山市西新町七六―一
主屋	一棟	津山市東新町一―一
付属棟	二棟	津山市東新町一―一
作業場	二棟	津山市東新町六
主屋	一棟	津山市東新町九
主屋	一棟	津山市東新町一六
主屋	一棟	津山市東新町一九
主屋	一棟	津山市東新町二〇
主屋	一棟	津山市東新町三五
土蔵	三棟	津山市東新町三八
主屋	一棟	津山市東新町三八
付属棟	三棟	津山市東新町四〇
主屋	一棟	津山市東新町四〇
土蔵	二棟	津山市東新町四〇
付属棟	一棟	津山市東新町四〇
主屋	一棟	津山市東新町四二―一
土蔵	一棟	津山市東新町四二―二
主屋	二棟	津山市東新町四八
付属棟	一棟	津山市東新町四八
主屋	一棟	津山市東新町五一
付属棟	一棟	津山市東新町五一
主屋	一棟	津山市東新町五三
付属棟	一棟	津山市東新町五三
主屋	一棟	津山市東新町五六
主屋	一棟	津山市東新町六三
付属棟	一棟	津山市東新町六三
主屋	二棟	津山市東新町七〇
付属棟	二棟	津山市東新町七〇
主屋	一棟	津山市東新町八二
主屋	一棟	津山市東新町八三
主屋	一棟	津山市東新町八四

○文部科学省告示第百八十号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十六年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成元年文部省告示第四十二号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十二月十九日

文部科学大臣　下村　博文

別表四中、次の表に掲げるものを削除する。

別表四　京都市産寧坂伝統的建造物群保存地区関係

種別	員数	所在地
建築物 門	一箇所	京都市東山区下河原町四六九

別表二十二中、次の表の上欄に掲げるものを下欄のように改める。

別表二十二　丸亀市塩飽本島町笠島伝統的建造物群保存地区関係

上欄			下欄		
種別	員数	所在地	種別	員数	所在地
建築物 付属屋	二棟	丸亀市本島町笠島二七二、二七三	建築物 付属屋	一棟	丸亀市本島町笠島二七二、二七三

別表二十六に、次の表に掲げるものを追加する。

別表二十六　大田市大森銀山伝統的建造物群保存地区関係

種別	員数	所在地
建築物 本堂 土塀 主屋	一棟 一棟 一棟	大田市大森町イ八〇四 大田市大森町ハ一一一 大田市大森町二一一四

○文部科学省告示第百八十一号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十六年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成十年文部省告示第七十七号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十二月十九日

文部科学大臣　下村　博文

別表二に、次の表に掲げるものを追加する。

別表二　富田林市富田林伝統的建造物群保存地区関係

種別	員数	所在地
建築物 倉	一棟	富田林市富田林町一二―一三

別表二中、次の表に掲げるものを削除する。

別表二　富田林市富田林伝統的建造物群保存地区関係

種別	員数	所在地
建築物 二階建長屋	一棟	富田林市富田林町一三―三三